

最低制限価格の設定等について

1 最低制限価格設定の対象工事等 東みよし町が発注する建設工事

2 最低制限価格算出等

(1) 最低制限価格（税抜き）の算出については、次の式による。

なお、最低制限価格（税抜き）の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。

「最低制限価格＝最低制限基本価格（税抜き）×ランダム係数」

最低制限基本価格（税抜き）の算出については、次のイ～ハの式によるものとし、ランダム係数の算出については別に定める。

なお、最低制限基本価格（税抜き）の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。

ただし、この算式により算出した最低制限基本価格（税抜き）が予定価格（税抜き）の9.2/10を超える場合は、予定価格の9.2/10を最低制限基本価格とし、予定価格の7.5/10に満たない場合は予定価格の7.5/10を最低制限基本価格とする。

イ 土木工事

「直接工事費×0.97＋共通仮設費×0.9＋現場管理費×0.9＋一般管理費等×0.68」

ロ 建築工事

「(直接工事費×0.9)×0.97＋共通仮設費×0.9＋(直接工事費×0.1＋現場管理費)×0.9＋一般管理費等×0.68」

ハ 積算体系が2種以上の工事内容からなる工事については、その主たる工種の算式で算定する。

3 実施時期

令和6年4月1日以降に入札広告または指名通知を行う案件から適用する。